

介護老人福祉施設 なみき 利用料金表

平成30年4月1日現在  
〔月額は30日で計算〕

居室区分:「ユニット型個室」

1.自己負担額 (1割)

要介護度	要介護度別 項目	基本 単位	第4段階 市町村民税課税世帯		第3段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されて いない方で第2段階以外の方		第2段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合 計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円 以下の方		
			月額	日額	月額	日額	月額	日額	
要介護度 1	介護費用自己負担額	644	20,190	673	20,190	673	20,190	673	
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390	
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820	
	日常生活継続支援加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	夜勤職員配置加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	栄養マネジメント加算	14	439	15	439	15	439	15	
	看護体制加算(I)	12	377	13	377	13	377	13	
	看護体制加算(II)	23	721	25	721	25	721	25	
	口腔衛生管理体制加算	30	31	-	31	-	31	-	
	介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の83/1000			2,138	71	2,138	71	2,138	71
	自己負担額合計			142,282	4,745	85,582	2,855	63,082	2,105
要介護度 2	介護費用自己負担額	712	22,322	744	22,322	744	22,322	744	
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390	
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820	
	日常生活継続支援加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	夜勤職員配置加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	栄養マネジメント加算	14	439	15	439	15	439	15	
	看護体制加算(I)	12	377	13	377	13	377	13	
	看護体制加算(II)	23	721	25	721	25	721	25	
	口腔衛生管理体制加算	30	31	-	31	-	31	-	
	介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の83/1000			2,323	77	2,323	77	2,323	77
	自己負担額合計			144,599	4,822	87,899	2,932	65,399	2,182
要介護度 3	介護費用自己負担額	785	24,610	820	24,610	820	24,610	820	
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390	
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820	
	日常生活継続支援加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	夜勤職員配置加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	栄養マネジメント加算	14	439	15	439	15	439	15	
	看護体制加算(I)	12	377	13	377	13	377	13	
	看護体制加算(II)	23	721	25	721	25	721	25	
	口腔衛生管理体制加算	30	31	-	31	-	31	-	
	介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の83/1000			2,521	84	2,521	84	2,521	84
	自己負担額合計			147,085	4,905	90,385	3,015	67,885	2,265
要介護度 4	介護費用自己負担額	854	26,773	892	26,773	892	26,773	892	
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390	
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820	
	日常生活継続支援加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	夜勤職員配置加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	栄養マネジメント加算	14	439	15	439	15	439	15	
	看護体制加算(I)	12	377	13	377	13	377	13	
	看護体制加算(II)	23	721	25	721	25	721	25	
	口腔衛生管理体制加算	30	31	-	31	-	31	-	
	介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の83/1000			2,709	90	2,709	90	2,709	90
	自己負担額合計			149,436	4,984	92,736	3,094	70,236	2,344
要介護度 5	介護費用自己負担額	922	28,905	963	28,905	963	28,905	963	
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390	
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820	
	日常生活継続支援加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	夜勤職員配置加算	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49	
	栄養マネジメント加算	14	439	15	439	15	439	15	
	看護体制加算(I)	12	377	13	377	13	377	13	
	看護体制加算(II)	23	721	25	721	25	721	25	
	口腔衛生管理体制加算	30	31	-	31	-	31	-	
	介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の83/1000			2,894	96	2,894	96	2,894	96
	自己負担額合計			151,753	5,061	95,053	3,171	72,553	2,421

利用者負担段階については、本人の収入状況により市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」によって決められるものであり、施設が認定するものではありません。詳しくは担当者までご相談ください。

介護老人福祉施設 なみき 利用料金表 (2割負担)

平成30年4月1日現在  
(月額は30日で計算)

居室区分: 「ユニット型個室」

1.自己負担額 (2割)

要介護度	要介護度別	基本	第4段階 市町村民税課税世帯		第3段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で第2段階以外の方		第2段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	
			単位	月額	日額	月額	日額	月額
要介護度 1	項目							
	介護費用自己負担額	1288	40,379	1,346	40,379	1,346	40,379	1,346
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820
	日常生活継続支援加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	夜勤職員配置加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	栄養マネジメント加算	28	878	30	878	30	878	30
	看護体制加算(Ⅰ)	24	753	26	753	26	753	26
	看護体制加算(Ⅱ)	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49
	口腔衛生管理体制加算	60	63	-	63	-	63	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の83/1000		4,275	143	4,275	143	4,275	143
自己負担額合計		169,061	5,638	112,361	3,748	89,861	2,998	
要介護度 2	項目							
	介護費用自己負担額	1424	44,643	1,489	44,643	1,489	44,643	1,489
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820
	日常生活継続支援加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	夜勤職員配置加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	栄養マネジメント加算	28	878	30	878	30	878	30
	看護体制加算(Ⅰ)	24	753	26	753	26	753	26
	看護体制加算(Ⅱ)	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49
	口腔衛生管理体制加算	60	63	-	63	-	63	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の83/1000		4,645	155	4,645	155	4,645	155
自己負担額合計		173,695	5,793	116,995	3,903	94,495	3,153	
要介護度 3	項目							
	介護費用自己負担額	1570	49,220	1,641	49,220	1,641	49,220	1,641
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820
	日常生活継続支援加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	夜勤職員配置加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	栄養マネジメント加算	28	878	30	878	30	878	30
	看護体制加算(Ⅰ)	24	753	26	753	26	753	26
	看護体制加算(Ⅱ)	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49
	口腔衛生管理体制加算	60	63	-	63	-	63	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の83/1000		5,042	168	5,042	168	5,042	168
自己負担額合計		178,669	5,958	121,969	4,068	99,469	3,318	
要介護度 4	項目							
	介護費用自己負担額	1708	53,546	1,785	53,546	1,785	53,546	1,785
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820
	日常生活継続支援加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	夜勤職員配置加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	栄養マネジメント加算	28	878	30	878	30	878	30
	看護体制加算(Ⅰ)	24	753	26	753	26	753	26
	看護体制加算(Ⅱ)	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49
	口腔衛生管理体制加算	60	63	-	63	-	63	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の83/1000		5,417	181	5,417	181	5,417	181
自己負担額合計		183,370	6,115	126,670	4,225	104,170	3,475	
要介護度 5	項目							
	介護費用自己負担額	1844	57,810	1,927	57,810	1,927	57,810	1,927
	食費	-	49,500	1,650	19,500	650	11,700	390
	居住費	-	66,000	2,200	39,300	1,310	24,600	820
	日常生活継続支援加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	夜勤職員配置加算	92	2,885	97	2,885	97	2,885	97
	栄養マネジメント加算	28	878	30	878	30	878	30
	看護体制加算(Ⅰ)	24	753	26	753	26	753	26
	看護体制加算(Ⅱ)	46	1,443	49	1,443	49	1,443	49
	口腔衛生管理体制加算	60	63	-	63	-	63	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の83/1000		5,787	193	5,787	193	5,787	193
自己負担額合計		188,004	6,269	131,304	4,379	108,804	3,629	

利用者負担段階については、本人の収入状況により市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」によって決められるものであり、施設が認定するものではありません。詳しくは担当者までご相談ください。

加算項目	ご説明	負担単位/日
栄養マネジメント加算	管理栄養士が、様々な職種の方と共同して、ご利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成した場合に算定します。	14単位
日常生活継続支援加算	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している場合に加算されます。	46単位
夜勤職員配置加算	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、基準を上回る夜勤職員を配置している場合に加算されます。	46単位
看護体制加算Ⅰ	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。	12単位
看護体制加算Ⅱ	上記看護体制加算Ⅰの算定要件に加え、プラス1人以上看護職員を配置しており、かつ協力病院等との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合に算定されます。	23単位
口腔衛生管理体制加算	ご利用者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に、口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合に算定する。	30単位(月額)
<b>口腔衛生管理加算</b>	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを <b>月2回以上</b> 行った場合及び、口腔機能維持管理体制加算を算定している場合に算定する。	<b>90単位(月額)</b>
<b>介護職員処遇改善加算Ⅰ</b>	利用者様に直接関わる介護職員の処遇を改善するために設定されたもので、当事業所が次の要件を満たしている場合に加算される。(区分支給限度基準額には含まれない)下記のA～Dの条件を満たしている場合に加算される。 (A) ①介護職員任用の際における職位・職責または職務内容等に応じた任用等要件を定めている。 ②①に応じた賃金体系について定めている。 ③①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。 (B) ④介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための計画がある⇒介護職員が技術・能力の向上に努める。 ⑤実現のための具体的な取り組みがある⇒研修会の提供・技術指導の実施等 (C) ⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている (D) 処遇全般・教育研修・職場環境の整備・改善など	<b>所定単位の83/1000</b>

## 【地域区分と介護報酬1単位あたりの単価】

地域区分-事業所所在地を勘案し設定されているもの。地域ごとに区分を設定し、1単位当たりの金額を定められたもの。

改定により5級地となり、1単位につき、1.045円となりました。

## その他の介護報酬加算利用料金表

\* 下記の加算は、発生時に加算されるものです。

加算項目	加算内容のご説明	1割負担額/日
<b>療養食加算</b>	医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合に算定します。 <b>1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として算定します。</b>	<b>6単位/回</b>
外泊時加算	ご利用者が入院または居宅等へ外泊をされる場合は、1ヶ月に6日を限度として通常の利用料に代わり算定します。	246単位
初期加算	初めて入所した場合に30日以内の期間について算定します。また、30日を超える入院等の後に再び入所した場合も同様とします。	30単位
<b>再入所時栄養連携加算(新設)</b>	<b>医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定されます。</b>	<b>400単位/回</b>
<b>低栄養リスク改善加算(新設)</b>	<b>低栄養リスクの高い入居者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該当入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行う必要がある方に算定します。</b>	<b>300単位/月</b>
<b>褥瘡マネジメント加算(新設)</b>	<b>褥瘡発生予防のための管理が必要な方に算定します。 ※3ヵ月に1回を限度とする。</b>	<b>10単位/月</b>
経口移行加算	医師の指示に基づき、様々な職種の方が共同して、胃瘻(ろう)等の経管により食事を摂取している利用者ごとに経口移行計画を作成し、その計画に従い、栄養士が経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合に、計画作成日から180日以内の期間に限り算定します。	28単位
経口維持加算Ⅰ	現在経口にて食事を摂取している方が、著しい摂食機能障害を有しており、レントゲン等の検査の結果誤嚥が認められることから、医師の指示のもと、継続して経口からの食事摂取を進める為の特別な管理が必要な方に算定します。	400単位
経口維持加算Ⅱ	現在経口にて食事を摂取している方が、水飲み検査等の結果誤嚥が認められる事から、医師の指示のもと、継続して経口からの食事摂取を進めるための特別な管理が必要な方に算定します。	100単位
看取り介護加算Ⅰ	医師が、回復の見込みが無いと判断した入所者について、本人及び家族と共に医師、職員等が共同で、その人らしさを尊重した看取り介護を行った場合に算定します。	144単位
看取り介護加算Ⅱ	I・・・死亡日以前4日～30日 II・・・死亡日の前日・前々日 III・・・死亡日	680単位
看取り介護加算Ⅲ		1280単位
若年性認知症利用者受入れ加算	若年性認知症利用者をご利用された場合に算定されます。	120単位
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症ご利用者を、一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を終了した者が介護サービスを提供した場合に算定します。	3単位
認知症専門ケア加算Ⅱ	上記Ⅰの加算条件に加え、専門課程研修を修了した者が一定以上配置されている場合	4単位

別紙1-4

その他介護保険サービス外の利用実費負担

加算項目	加算内容のご説明	ご負担額
理美容サービス	理美容サービスをご希望された場合	実費相当額
貴重品管理サービス	金銭などの管理を施設に依頼された場合	1ヶ月 1,000円
レクリエーション・行事参加実費	レクリエーション・行事等に参加された場合(交通費含む) 外出行事等において職員が付き添った場合	実費相当額 食事以外に関する行事費の場合、 付添い職員分全額負担有
複写物の交付	複写物や証明書類などが必要になった場合	1枚10円/ 証明1通1500円 (+消費税)
特別な食事	通常の食事とは別に提供された場合	実費相当額
ご家族宿泊費	ご希望によるご家族のご宿泊の場合	1日 1,500円(+消費税)
電化製品持込費	居室内への電化製品持込の場合	機種別による
おやつ代	毎日15時に提供	実費相当額
とろみ剤	食事以外で使用する場合	個人購入

1. 介護サービス費の負担割合

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただく必要があります。この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、平成27年8月1日～65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割を負担いただくこととなります。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときには、必ず2枚一緒に施設へご提出ください。

2. 高額介護サービス費の支給について

要介護等認定者の1ヶ月に支払った利用者負担額(介護費用の1割もしくは2割負担相当分)が、一定の上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として支給されます。なお、世帯に複数の利用者がある場合は、世帯のすべての利用者の月々の負担額を合算します。

■自己負担の上限額

区分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)※(新設)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢福祉年金を受給している方</li> <li>・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等</li> </ul>	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)※
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

3. 施設入所による「居住費・食費」の負担限度額

介護老人福祉施設の入所や、ショートステイ(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)の利用時に所得の低い方の負担が重くならないよう「居住費」・「食費」に負担限度額を設定します。なお、負担限度額は所得状況等により設定された「利用者負担段階」によって異なります。また、軽減を受けるには申請が必要となりますので、草津市役所介護高齢課にてお手続きください。H27年8月1日より、発行基準が変更となっております。

区分	居住費	食費
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	390円
第3段階	1,310円	650円
第4段階	3,120円	1,650円

4. 高齢者夫婦世帯などの軽減

利用者負担第4段階の高齢夫婦世帯などで一方が入所し、一方が在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合には、下記の全ての要件に該当する場合に、居住費(滞在費)・食費が引き下げられます。

- 1 市民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身者は含まない)
- 2 世帯員が、「ユニット型個室」「ユニット型準個室」「従来型個室」に入り、利用者負担段階第4段階の居住費・食費を負担している
- 3 世帯の年間収入から、施設の利用者負担(介護サービス費・食費・居住費)を差し引いた額が80万円以下
- 4 世帯の預貯金等の額が450万円以下
- 5 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- 6 介護保険料を滞納していない